

アスナル金山エリア再整備事業における再整備基本計画の策定に関する協定書（案）

（以下に掲げる文案は、あくまでも応募企業又は応募グループの場合の標準例です。事業協力者の提案内容に応じて、各条項が変更・追加となることがあります。また、法令等の改正があった場合にも、各条項が変更・追加となることがあります。）

名古屋市（以下「甲」という。）〔応募企業の場合：及び●●●（以下「乙」という。）〕
〔応募グループの場合：、並びに代表構成員「●●●」、構成員「●●●」及び「●●●」から構成されるグループ（以下「乙」といい、乙の構成員（代表構成員を含む。）を、以下「構成員」という。）〕は、アスナル金山エリア再整備事業（以下「本事業」という。）における再整備基本計画（以下「本計画」という。）の策定に向けた基本的事項について、次のとおり合意し、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定において用いられる用語の定義は、本文中において明示されているものを除き、甲が令和6年11月1日付けで公表した「アスナル金山エリア再整備事業協力者募集要項」（別紙及び提案条件を含み、以下「募集要項」という。）における定義と同一とする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が事業協力者として選定されたことを確認し、募集要項及びその付属資料（公表後の追加及び修正を含む。）、これらの質問回答書（以下総称して「募集要項等」という。）並びに提案書（乙の提案書及び提案書の審査結果をいい、本協定の締結後、内容に変更があった場合は当該変更を含む。以下同じ。）に基づき、甲及び乙が協調して、本事業における再整備基本計画（以下「本計画」という。）の策定の適正かつ円滑な遂行を図るため、本計画の策定に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（本事業の検討対象範囲）

第2条 本計画を策定するにあたって検討すべき本事業の対象は、募集要項で提案対象範囲として示した範囲とし、このうち土地（以下「本件土地」という。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所在及び地番	地目	公簿面積（㎡）
名古屋市中区金山一丁目31番地、1201番、1202番、1203番、1204番、1025番、1206番、1207番、1208番、1209番、1210番、1211番、1212番、1702番1、1702番2	雑種地 宅地	16,775.81㎡

（乙の提案内容に対する表明及び保証）

第3条 乙は、本計画策定にかかる提案募集に際して甲に対して提出した書類（以下「提案募集提出書類」という。）に本協定締結時点において、虚偽及び不正がなく、重要な点において正確であることを表明し保証する。

2 乙は、提案募集提出書類に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、直ちに甲に対しその旨を書面により通知するものとする。

3 乙の提案募集提出書類に誤りがあり又は不正確であったことにより甲に損害等が生じた場合は、第16条の規定のとおり取り扱うこととする。

4 甲は、乙の提案募集提出書類に虚偽又は不正があり、かつ本事業の実施・継続が困難となった場合、乙に対して何らの責任を負うことなく直ちに本協定を解除することができ、乙はこれに何

らの異議も述べないものとする。

(本計画の策定)

第4条 甲及び乙は、共に募集要項等及び提案書を基礎として、本計画の策定に向けてそれぞれの本協定に定める義務を履行しなければならない。

2 甲及び乙は、募集要項等において甲が実施するものとして定められた事項及び提案書において甲が本事業で実施するものとして乙から提案された事項を尊重し、本計画を策定するものとする。

3 乙は、募集要項等に定める各条項（甲が実施するものとして定められた事項を除く。）及び提案書の内容を基礎として、甲の意見及び要望事項を尊重し、本計画の策定に協力するものとする（以下かかる協力を「本事業協力」という。）。

4 甲及び乙は、本協定の締結後速やかに、協議の上本計画の構成事項を決定するものとする。

5 甲及び乙は、令和8年3月31日を別途として、前項の本計画の構成事項を満足する本計画案を作成するものとする。

6 甲及び乙は、本計画の策定に際して、疑義が生じたときは、必要に応じて速やかに協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

[応募グループの場合]

(代表構成員等の責務)

第5条 代表構成員は、本協定締結後、本協定の存続期間（次条に定義する。）は、本協定より離脱することができない。本協定の存続期間に代表構成員が本協定より離脱した際は、乙は事業協力者の地位を失い、本協定は終了するものとする。

2 本協定の存続期間中は、構成員（代表構成員以外の構成員に限る。以下、本条において同じ。）は、甲の書面による承諾があり、かつ代表構成員が当該構成員の離脱が本事業協力の実施に支障が出ないことについて責任を負う場合にのみ、本協定より離脱することができる。なお、当該構成員の離脱に伴う一切の損害は、代表構成員が負担するものとする。

3 乙は、本協定の存続期間中は、前項の構成員の離脱により本事業協力の実施の為新たな構成員の追加が必要な場合に限り、甲の書面による承諾の下、新たに構成員を本協定に追加することができる。

(本協定の存続期間)

第6条 本協定の存続期間は、本協定の締結日から令和8年10月31日又は本計画の策定完了の日のいずれか早い日までとし、本計画の策定完了の日は、募集要項等において甲及び乙が実施する事項の履行状況を踏まえ、本協定の当事者全員で協議の上決定するものとする。

2 前項の存続期間は、本協定の当事者全員の合意により、これを延長することができる。

(本計画の策定に向けた協議等)

第7条 甲及び乙は、定期的に又は必要に応じて随時打合せを行い、本計画の策定に向けた協議を行うものとする。

2 乙は、本事業協力にあたり、募集要項等及び提案書において実施するものとして定められた範囲の進捗状況について、定期的に甲に報告しなければならない。また、これとは別に、募集要項等及び提案書において実施するものとして定められた範囲について、甲からの求めに応じ必要書

類を開示し、又は、甲からの質問に対し回答を行わなければならない。

- 3 乙は、募集要項等に定める都市計画及び公共基盤整備に係る協議・調整等、事業推進上の必要な協議については、甲と緊密に連携してこれを行うものとし、甲は乙から本事業協力の遂行のために必要な協力を求められた場合は、合理的な範囲内でこれに協力するものとする。
- 4 前項に定めるものの他、乙は、本事業協力に際して、疑義を生じたときは、必要に応じて速やかに甲と協議を行い、誠実にこれに対処するものとする。

(本計画の承継)

第8条 甲及び乙は、本計画案及び本計画をはじめとした本協定に基づく検討成果（以下「成果物」という。）を、本事業の事業主体（甲のほか、本件土地の所有者、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第2号の施行者を含み、これらに限らない。）に引き継ぐものとし、本事業の事業主体による成果物の活用について何ら異議を唱えないものとする。

(本協定の地位の譲渡等)

第9条 乙[応募グループの場合：（構成員を意味する。以下本条において同じ。）]は、提案書に記載されている場合を除くほかは、本協定上の地位等を第三者に譲渡することができないものとする。なお、乙の構成員の追加については、この限りではなく、乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることにより、第5条第3項の規定に基づいて新たな構成員を追加することができるものとする。この場合、甲及び乙は、当該新たな構成員が本協定上、乙の構成員として本協定の適用を受けることとなるよう、必要な手続きを行うものとする。

(本協定履行の調査等)

第10条 乙は、甲が本協定の履行に関して調査をするときはこれに協力するものとし、本事業協力の実施に関して甲が報告・説明を求め、又は必要な資料の提示を求めたときは、合理的な範囲でこれに応ずるものとする。

(費用の負担)

第11条 甲及び乙が、本協定の履行に関して支出した費用は、各自の負担とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、乙が本協定の履行に関して実施する検討（第三者への委託により実施する検討を含む。）のうち、その実施及び費用について、甲の同意が必要とされている検討にかかる費用の負担方法については、甲及び乙の協議によりこれを定めるものとする。

(通知義務)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が[応募グループ場合：乙の構成員に]生じたときは、直ちに、その旨を甲に書面で通知するとともに、第1号の場合を除き、本事業協力の実施継続に関して、速やかに甲と協議をしなければならない。

- (1) 住所、名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 解散し若しくは合併したとき又は事業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき。
- (3) 滞納処分、強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (4) 企業担保権実行手続き開始の申立て、破産手続開始の申立て（自己申立てを含む。）若しくは会社更生手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき又は民事再生手続き開始

- の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
- (5) 特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (6) 令和8年3月31日までに本計画案を作成することが不可能であることが明らかになったとき。
 - (7) 手形不渡り、長期の活動停止、上場廃止、有価証券報告書の虚偽記載など、事業協力の実現継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき。
 - (8) 上記各号に定めるものの他、本事業協力の実施継続が困難となるような事態が発生したとき。

（本協定の解除権）

- 第13条 甲は、乙において本協定の各条項に違反する事実があり、甲の催告にも拘わらず乙が違反状態の是正に必要なとされる合理的な期間内にこれを是正しないとき、本協定を解除することができる。
- 2 乙は、甲が乙による本事業協力を合理的な理由なく拒絶したことにより、本事業協力の遂行が不可能又は著しく困難となったときは、相当期間を定めて催告のうえ、本協定を解除することができる。
- 3 前項に定める場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対する損害賠償請求をすることができる。

（本計画の策定の中止又は延期）

- 第14条 甲は、天災地変その他甲及び乙のいずれもその責を帰することのできない事由によって、本事業の実施・継続が困難になるなど本協定を継続することができない事態になったときは、本計画の策定を中止し、又は延期することができる。この場合において、甲及び乙は協議のうえ本協定を解除することができる。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

- 第15条 甲は、乙[応募グループ場合：（乙の構成員を含む。以下本条において同じ。）]が、本計画策定にかかる提案募集に関し次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除することができる。また、この場合の解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 乙、乙の役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、乙、乙の役員若しくは使用人が、独占禁止法に違反し、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本協定を解除することができる。また、この場合の解除により、乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。また、乙が次の各号のいずれかに該当し、それにより甲が損害を受けた場合には、

乙は、その損害を賠償しなければならない。

- (1) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいると認められるとき
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、甲が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかったと認められるとき

（損害賠償）

第16条 甲は、甲の同意があった場合を除き、乙が本協定に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（リスク分担）

第17条 甲及び乙は、本協定の履行に伴い想定外の費用が発生した場合は、その負担の方法については、協議によりこれを定めるものとする。

（情報公開）

第18条 乙は、情報公開請求、名古屋市議会への報告等により、本協定の内容が第三者に公開されることに同意する。

（秘密保持）

第19条 甲及び乙は、本協定の締結及び履行に関し開示を受けた相手方（以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理していることを相手方に明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本協定の履行以外の目的に使用してはならず、また次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 甲が本事業の検討及び実施に必要な範囲で本件土地の所有者に本協定と同程度の守秘義務を

課して開示する場合

- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合
 - (3) 甲及び乙がそれぞれのアドバイザーに本協定と同程度の守秘義務を課して開示する場合
 - (4) 本協定の履行に当たって必要な検討を第三者に委託する場合で、当該第三者に本協定と同程度の守秘義務を課して開示する場合
 - (5) 法令等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号の法令及び同条第6号の行政指導をいう。）に従い開示が要求される場合
 - (6) 裁判所により開示が命じられた場合
 - (7) 前条の規定により公開する場合
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に、既に自ら保有していたことを証明できる情報
 - (2) 正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく公知となった情報
- 3 乙は、甲が第1項第1号に基づいて秘密情報を本件土地の所有者に開示する場合、当該本件土地の所有者が、本協定と同程度の守秘義務を課した上で、秘密情報を自己の親会社、関連会社及びアドバイザーに開示し、又は本事業に関する資金調達のために合理的に必要な範囲で開示することをあらかじめ了承する。
- 4 本条に定める秘密保持義務は、本協定の終了後もその効力を有するものとする。

（著作権の帰属等）

- 第20条 甲が、本計画策定にかかる提案募集手続において又は本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。
- 2 乙は、甲及び本件土地の所有者が自らの裁量により成果物を利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限が、本協定の終了後も存続することを了承するものとする。
- 3 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する作者の権利（以下「作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 乙は、甲及び本件土地の所有者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は作者（甲を除く。）をして、作者人格権を行使し、又はさせてはならない。
- (1) 作者名を表示することなく成果物の全部又は一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた第三者をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を本事業の実施、広報等に必要範囲で、複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は甲の委託した第三者をしてこれらの行為をさせること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (4) 成果物をもとに写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
- 5 乙は、次の各号に掲げる行為を自ら行い、又は作者をしてさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 成果物に係る作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継

承すること。

6 乙は、自らが関与して作成した成果が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

7 乙は、乙の責めに帰すべき事由により成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(協定の変更)

第21条 本協定は、当事者全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(疑義の決定)

第22条 本協定に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ、決定し、甲及び乙の間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 印

乙
(代表構成員) 印

(構成員) 印

(構成員) 印

印